

住民税から控除する 住宅借入金等特別控除

□住民税からの控除

国から地方への税源移譲の実施によって、平成19年分の所得税の最低税率が10%から5%に引き下げられました。

それに伴って、平成19年分の所得税が減少したことにより、所得税の住宅借入金等特別控除に控除しきれない額が生じた場合、平成20年度分の住民税（都道府県民税・市区町村民税）からその控除しきれなかった額を控除することができます。

この制度は、平成20年度分から平成28年度分までの住民税において適用されることになっています。

□対象者

税源移譲前から住宅借入金等特別控除の適用を受けている人（住宅を取得等して、平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に居住の用に供した人）で、平成19年分の所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が対象となります。

そして、①税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額を上回り、控除しきれなくなった場合、②税源移譲前から住宅借入金等特別控除可能額が所得税額を上回り、控除しきれなかったが、税源移譲によりその控除しきれない額が大きくなった場合、が対象です。

□控除額

控除できる金額は、①税源移譲前の所得税率で計算した所得税額（住宅借入金等特別控除の適用がないものとした場合の所得税額）か、②住宅借入金等特別控除額、のいずれか低い金額から「税源移譲後の所得税率で計算した所得税額（住宅借入金等特別控除額の適用前の所得税額）」を差し引いた金額となります。

□源泉徴収票への表示

給与所得者については、住宅借入金等特別控除額がある場合で、特別控除額が特別控除前の



○今年はオリンピックの年です。ラグビーは世界90カ国以上に普及していますが、オリンピックに採用されていません。最近はプロ化していますが、基本精神はアマチュアリズム。ラグビーの監督はグラウンドにも入らず、選手の自主性を重視したスポーツです。採用されないのは、余りにもきついスポーツで、開催期間中に何試合も消化できないからです。



税額を超える（控除しきれない）ときには、住宅借入金等特別控除申告書に記載された特別控除額を、「住宅借入金等特別控除可能額」として、源泉徴収票の摘要欄に記載することになりました。

したがって、交付された源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」の記載がある場合には、控除しきれない額が生じていることになります。

□申告要件

住民税から住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、3月15日（平成20年は、3月17日）までに、「住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付して、その年の1月1日現在の住所地の市区町村へ提出する必要があります。

ただし、所得税の確定申告をする場合には、確定申告書に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を添えて、税務署に提出することになります。

なお、住宅借入金等特別税額控除申告書には、①給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用と、②確定申告書を提出する納税者用の2種類がありますので、注意する必要があります。